

# 民生委員及び児童委員表彰規則の制定について

(昭和36年3月8日)

(厚生省発社第79号)

各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省社会局長・厚生省児童局長)

今般民生委員及び児童委員表彰規則(以下「規則」と言う。)が制定され、昭和35年11月7日厚生省令第34号をもって交付施行されたのであるが、この規則は従来民生委員及び児童委員に対して厚生大臣が行っていた表彰を制度化して、民生委員及び児童委員の活動の推進に資せんとするものであり、これが取り扱いについては、次の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

なお、規則付則第2項の規定による功労章の授与の取り扱いについては、別途通知する予定であるから了知されたい。

## 1 表彰の範囲

規則第2条の規定により民生委員又は児童委員としてその職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者の範囲は、次の各号に該当する者であること。

- (1) 現に民生委員、児童委員の職にある者であること
- (2) 原則として民生委員又は児童委員としての在職期間〔方面委員令(昭和11年勅令第398号)による方面委員及び民生委員令(昭和21年勅令第462号)による民生委員としての在職期間を含む〕が20年以上の者であること。
- (3) 原則として、民生委員又は児童委員として都道府県知事(指定都市の市長を含む。下同じ。)より表彰を受けたものであること。

## 2 表彰の時期

表彰は、毎年1回全国社会福祉大会にて行うものであること。

ただし、規則第8条の規定による表彰その他厚生大臣が特に必要と認めて行う表彰については、その都度行うものであること。

## 3 表彰の具申

都道府県知事は、規則第6条の規定により表彰を具申するに当たっては、具申書に別紙様式による被表彰候補者推薦調書を添付して行うこと。

## 4 死亡した者の表彰

都道府県知事は、規則第8条の規定による表彰を具申するに当たっては、具申書に前項にいう被表彰者推薦調書を添付して行うこと。